令和8年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト(R8.1 実施)の 利用に係る手続について

大学が共通テストを利用する場合、「大学入学共通テスト実施大綱」に基づき、 期限までに必ず大学入試センターへの通知が必要。



〇 過去、大学の手続き漏れや不備などにより共通テスト試験を利用できないケースが発生。

手続上の漏れや不備などにより、共通テストが利用できなくなると、受験生への影響だけでなく、大学での募集にも影響が及ぶため、十分な注意が必要です。

少しでも不明な点があれば、随時、文部科学省大学入試室へお問合せください。

【過去にあった手続き漏れの事例】

- 〇手続きの失念や不認知。(担当者の異動等により手続きが引き継がれていなかった等)
- ○通知等の提出期限の誤認。
- ○短期大学は手続きが不要と誤認していた。

令和8年度大学入学共通テスト(R8.1実施)の利用に係る手続について①

手続きのフローイメージ

※このフローイメージは、共通テストの利用手続きをイメージしやすいよう作成したものです。 確認する際は、必ず大学入学共通テスト実施大綱を見ながら確認するようにしてください。

を全て満たす

場合

※認可申請の場 合、(ウ)は不要

【次頁に詳細】

※学部・・大学の場合は学部、短期大学の場合は学科のことを指す。

1(1)令和7年度大学 入学共诵テストを 利用している大学

の場合

1(2)令和7年度大学 入学共通テストを 利用していない大 学の場合

2 令和8年4月に新 設する大学や学部 の場合

以下の①~③に当てはまらない場合 ①令和7年4月までに開設している学部について 満たす 令和8年度共通テストから新たに利用する場合 ②令和7年4月に名称変更を行う学部について 満たさない X 令和8年度共通テストから新たに利用する場合 令和7年2月末日までに、別 ③令和7年4月に新設する学部について 紙様式により大学入試セン 令和8年度共通テストから利用する場合 ターへ通知。 ※上記について、当該学部に属する一部の学科について、 令和8年度共通テストから新たに利用する場合を含む。 (1)令和7年度大学入学共通テストを利用することと なっている大学が、令和8年4月に新設する学部に 満たす ついて、令和8年度共通テストから利用する場合 ※当該学部に属する一部の学科について、令和8 共通テストの 年度共通テストから新たに利用する場合を含む。 満たさない 要件(ア)~(エ)

(2)令和7年度共通テストを利用することとなってい る大学を廃止し、令和8年4月に大学を新設する 場合で、令和8年度共通テストから利用する場合

(3)令和7年度共通テストを利用することとなってい る大学が、令和8年4月に他大学と統合する場 合で、令和8年度共通テストから利用する場合

大学入学共通テストを利用していない場合

令和8年度大学入学共通テスト(R8.1実施)の利用に係る手続について②

令和8年4月に新設する大学又は学部(短期大学においては学科)が、 令和8年度共通テスト(R8年1月実施)から利用する場合の要件

(※以下(ア)~(エ)の要件をすべて満たすことが必要。)

(ア): <u>令和7年7月31日までに</u>、「設置の手引き」によりPR活動を実施していること。ただし、PRの内容には、「共通テストの利用方法」及び「審査継続による保留等で共通テストの利用ができなかった場合の対応」も含む内容となっていること。

(イ): 所属する地域の連絡会議に対し、共通テストを利用予定である旨を報告していること。

(ウ): <u>令和8年度共通テストの出願期間初日の前々日までに</u>、<mark>設置届出を行った日から60日が経過</mark>していること。(設置認可申請の場合は、本要件は該当しない)

(エ): <u>令和8年度大学共通テストの出願期間初日の前々日までに</u>、大学入試センターに、 (ア)~(ウ)を満たしていることを任意様式により報告していること。 (共通テストの利用に係る別紙様式を大学入試センターへ通知する必要があること に注意。)